

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年6月5日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	広島市
4. 届出番号	19
5. 独自利用事務の事例番号	26-1
6. 独自利用事務の対象者	生活に困窮する外国人
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年3月14日
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない
9. 評価書番号	
10. 保護評価書の名称	
11. 保護評価書のURLリンク	
12. 委任関係	

執行機関名 広島市長

「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)の定めるところに準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護等に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	15	
③番号法別表第2の項	26	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		広島市個人番号の利用に関する条例 別表第1 第14の項 生活保護法(昭和25年法律第144号)の定めるところに準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護等に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第1条	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号)1
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その(最低限度の生活を保障)するとともに、その(自立を助長)することを目的とする。	1 生活保護法(以下単に「法」という。)第一条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては(一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて)左の手続により(必要と認める保護を行う)こと。
⑦独自利用事務の関連規範		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号)